

令和7年度 産学 MONO づくり支援事業補助金【募集要領】

令和7年度 産学 MONO づくり支援事業補助金の募集要領は以下のとおりですので、募集要領の内容を確認いただいたうえで、申請をお願いいたします。

1. 目的

大学等による企業ニーズの掘り起こしや大学等の持つシーズを周知する場の創出を支援することで、ものづくり企業にとっての産学連携の入口とし、企業と大学等との共同研究を促進することを目的とします。

2. 補助対象者

以下の(1)～(3)の要件を全て満たす者であることが必要です。

- (1) 嶺北圏内に所在する高等教育機関であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。

3. 補助対象事業

補助対象事業は、高等教育機関等が福井市内に所在する中小企業者を対象に行う、自ら研究し又は開発した機器・技術の体験会、出張相談会、公開講座及びコーディネーターによるヒアリング等です。

ただし、次に掲げる事業に該当するものは除きます。

- (1) 新たな産学連携の取組の創出を目的としない事業
- (2) 本市が開催費用等について負担している事業
- (3) その他市長が不適当と認める事業

4. 補助限度額及び補助率

補助限度額及び補助率は以下のとおりです。なお、審査の過程において、予算額、総採択件数、個別経費の内容等を精査し、申請額より減額する場合もありますのであらかじめご了承ください。

- (1) 補助限度額 30万円
- (2) 補助率 定額

5. 補助期間

- (1) 開始日 交付決定日
(2) 終了日 令和8年2月27日（金）

補助事業終了後30日を経過する日までに、支払いを終え、実績報告書等を提出する必要があります。

6. 補助対象経費

経費	補助対象経費
会場賃借料	体験会や相談会、公開講座等を実施するときの会場又はブースに係る賃借料
会場装飾費	体験会や相談会、公開講座等を実施するときの会場又はブースの装飾に係る設営又は撤去に要する経費
梱包運搬費	体験会や相談会、公開講座等を実施する際の、機器等の梱包又は運搬に要する経費
旅費	体験会や相談会、公開講座等を実施する際の移動にかかる交通費 ※実費又は事業者の旅費支給規程に則った額のいずれか低い方を対象とします。
広告宣伝費	体験会、相談会又は公開講座等を実施することについて新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、ウェブ広告等広告宣伝に係る経費
外注費	体験会、相談会又は公開講座等の実施に必要な業務を外注・委託する経費
印刷製本費	体験会、相談会又は公開講座等で使用するパンフレット、シーズ集等の印刷に係る経費

(1) 補助対象となる経費は、次の事項をすべて満たすものとなります。

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できること。
- ・領収書、振込依頼書、請求書などの証拠資料等によって金額及び内訳が確認できること。
- ・契約日、発注日、購入日等の全てが交付決定日以降であること。
- ・納品日、支払日が実績報告日前であること。

(2) 下記に該当する経費は対象となりません。

- ・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- ・金融機関などへの振込手数料（取引価格の内数になっている場合を除く。）
- ・汎用性があり、事業以外での目的外使用になり得るもの
（例：ノートパソコン、文書作成ソフトウェア、タブレット端末等の購入費 等）
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(3) その他

- ・ 支払は原則銀行振込又は現金で行ってください。
- ・ 売買、請負その他の契約をする場合には、見積合わせ等を実施し、契約先の選定過程及び選定理由を明確にしてください。事業終了後に見積書（2 者以上）を提出していただきます。見積合わせをしない場合は、契約先選定理由書が必要です。

なお、次の表の契約金額を超えない範囲であれば、見積合せ等の省略が可能です。

契約の種類	契約金額（税込）
(1) 工事又は製造の請負	2 0 0 万円
(2) 財産の買入	1 5 0 万円
(3) 物件の借入	8 0 万円
(4) 前各号に掲げる以外のもの	1 0 0 万円

- ・ 補助金の額は、補助対象経費から受講料その他反対給付等を控除した額又は交付決定の額のいずれか低い額とするものとします。

7. 申請方法

(1) 募集期間 令和7年4月14日（月）～令和7年12月26日（金）（予算額に達し次第終了）

(2) 申請方法

- ・ 募集期間中に、申請書等必要書類を全て揃えて福井市役所商工労政課に提出してください。
- ・ 提出された申請書等は返却いたしません。

8. 取り消し

交付決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消しを受けた者が既に補助金の交付を受けているときは、当該取り消しにかかる金額を指定の日までに返還していただきます。

- (1) 交付決定事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の目的に反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

9. 問い合わせ先について

福井市 商工労働部 商工労政課

〒910-0858 福井市手寄1-4-1（アオッサ5階）

連絡先：0776-20-5325

E-mail：syoukou@city.fukui.lg.jp